

芸北広域環境施設組合障害者活躍推進計画

機 関 名	芸北広域環境施設組合
任命権者	芸北広域環境施設組合管理者
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
芸北広域環境施設組合における障害者雇用に関する課題	芸北広域環境施設組合は、職員総数が 11 名の一部事務組合であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 ここ数年は、委託業務の拡大により職員数は減少しており、新規採用も休止しているが、今後、職員の高齢化や疾病・事故等に伴い、中途障害者として身体障害者となる職員が在籍することも考えられるため、組織的な体制整備が必要となっている。
目 標	
① 採用に関する目標	計画期間内に新規採用を行う場合、障害者（1 名）の採用を目指す。 （評価方法）採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上、検討する。
② 定着に関する目標	なし（在職している障害者がいないため）
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として局長を選任する。 ○ 障害者の職員が在籍することとなった場合、障害者である職員の相談窓口を事務局に設置し、周知を行う。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、障害者の能力や希望を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じる際は、障害者の要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 在職中に疾病・事項等により中途障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。
4 その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○ ごみ袋の納入や配送等において、障害者就労施設等を対象とした調達を実施する。 ○ 障害者就労施設等と連携したリユース・リサイクル事業を検討する。